

2009-06-26 白杵

資料編

特別法人税（厚生年金基金）について

【吉牟田勲（1992）「税制からみた年金水準—旧国公水準と相当年金水準等—」共済新報 33巻2号3頁】

「厚生年金保険の老齢年金の積立金については、特別の法人税の課税は従来から行われていない。これは、いわゆる公的年金については、それが国の社会保障政策の一つとして行われていること、相当の範囲で強制適用とされていること、定額部分など所得再分配機能をもっていることなどを考慮した取扱いだと考えられる。そこで、今回の厚生年金基金の行う年金業務について考えると、①法定報酬比例部分の給付は、いわば国の公的年金すなわち強制部分の代行部分であり、②それをこえる部分は任意部分である。したがって、①の部分は、従来通り、その年金積立金に対する課税を行う必要はないと考えられる。しかし、②の部分は、現行の適格退職年金とほぼ同じ性格であり、特別の法人税を課してもよいと考えられる。だが、この②の部分も、代行部分と一緒に厚生省の監督を受けること、老齢年金として給付要件等の制約を受けることなどを考えると必ずしも、適格退職年金と全く同一と考えることも必要でない。このような点を、所得税の社会保険料控除を認める範囲をどこまでとするかと併せ検討した結果、この中間的性格の部分について、公的年金としての最高と考えられる。国家公務員共済組合の給付水準に相当する部分の積立金までは、公的年金に準ずる取扱いとし、これをこえる部分は適格退職年金なみの取扱いとして、1.2%の税率による法人税を課税することとしたものである。」

退職所得控除の趣旨について

【最高裁第二小廷、昭和58年9月9日判決】

「退職手当等の名義で退職を原因として一時に支給される金員は、その内容において、退職者が長期間特定の事業所等において勤務してきたことに対する報償及び右期間中の就労に対する対価の一部分の累積たる性質をもつとともに、その機能において、受給者の退職後の生活を保障し、多くの場合いわゆる老後の生活の糧となるものであって、他の一般の給与所得と同様に一率に累進税率による課税の対象とし、一時に高額の所得税を課することとしたのでは、公正を欠き、かつ社会政策的にも妥当でない結果を生ずることになることから、かかる結果を避ける趣旨に出たものと解される。」

<政府や自民党税制調査会の最近の議論>

【個人所得課税に関する論点整理 平成17年6月】

政府税制調査会基礎問題小委員会

退職一時金は給与所得の変形と考えられるものの、それが一時に支給される点や、老後の生活保障的な所得であること等を考慮し、累進性を緩和する観点から、特別な負担軽減措置が講じられてきた。近年においては、前述の雇用形態、就業構造の変化ともあいまって、退職金を支給しない代わりに在勤中の給与を引き上げる、退職一時金に代えて退職年金を支給するといったように退職金の支給実態は多様化している。

こうした中、退職所得控除は勤続年数20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みとなっており、また、勤務年数が短期間でも所得の2分の1に課税されるなど、現行制度には必ずしも合理的とは言えない面がある。特に、短期間勤務に対しても2分の1課税が適用されるという点に関しては、給与を低く抑え、高額な退職金を支払うといった操作を行うことで、事実上租税回避に使われている側面があることに留意すべきである。

こうした状況を踏まえれば、退職金については、全体として多様な就労選択に対し中立的な制度となるよう課税のあり方を見直すべきである。制度の見直しにあたっては、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中すると退職所得の性格に照らして、引き続き何らかの平準化措置が必要となる。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要であろう。

【抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（平成19年11月）】

政府税制調査会

③退職所得

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるといふ退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

④ 年金所得

公的年金等については、年金制度が長期間の生活設計であることを踏まえ、拠出時、運用時、給付時を通じた、適切な課税のあり方を検討していく必要がある。

少子高齢化に伴い、年金を受給しつつ就労の機会を持つ者が増加してきており、年金以外に高額な給与を得ているケースも見受けられる。このような場合については、現行の公的年金等控除について、世代間・世代内の公平性の観点から適正化を図ることを考慮すべきである。

また、現在、公的年金等については、雑所得に分類されているが、公的年金の受給者の増加を受け、今後、年金に係る所得の重要性が増してくることや、そもそも他の雑所得とは所得計算方式が異なること等を踏まえると、独立した所得区分とすることも考えられる。

【自民党税制調査会の最近の議論】

平成 20 年度 検討事項

少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う。

平成 21 年度 検討事項

企業年金、確定拠出年金等に係る税制については、年金制度改革の議論等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランス及び公的年金との関連、ポータビリティ拡充に向けた環境整備の必要性、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、拠出・運用・給付段階を通じた課税のあり方について抜本的な見直しを行う。この見直しと併せて、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。

<退職金の積立の社会的意義を認めた法律の例>

【賃金の支払いの確保等に関する法律（昭和51年5月27日法律第34号）】

（退職手当の保全措置）

第五条 事業主（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第3項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の厚生労働省令で定める事業主を除く。）は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として厚生労働省で定める額について、第三条の厚生労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

一賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年6月28日労働省令第26号）

（退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主）

第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。

一 次に掲げるいずれかの契約を締結した事業主

イ、ロ（略）

ハ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約

ニ（略）

二 その使用する労働者が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百二十二条に規定する加入員である事業主

三 その使用する労働者が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十五条第一項に規定する加入者（次項において「加入者」という。）である事業主

四、五（略）